

安全安心のために、 できること

問い合わせ 人権・市民生活課 ☎⑩9147

廿日市市防犯カメラ設置補助制度

町内会などが地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

補助対象経費

- (1)防犯カメラの機器購入および機器更新にかかる経費
- (2)設置工事にかかる経費
- (3)防犯カメラの設置を示す看板の設置にかかる経費

補助金額 補助対象経費の4分の3（1箇所につき上限30万円）

補助台数 10台

募集期間など 5月～7月末で団体を募集し、選考のうえ団体を決定

地球にやさしい生活、 始めてみませんか

問い合わせ ゼロカーボン推進課 ☎⑩9224

電気自動車等導入促進補助金

電気自動車などを新たに購入する人に、費用の一部を補助します。

対象車両

EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリット自動車）、FCV（燃料電池自動車）、超小型モビリティ
※一部対象外車両あり

対象者 市内に居住する個人または市内の事業者

電気自動車や太陽光などへの補助制度に関して、詳しくは、二次元コードから▶



迷惑電話防止機能付電話機等の補助

高齢者に対する特殊詐欺による被害や悪質な電話勧誘などによる消費者被害を防止するため、迷惑電話防止機能がある電話機および電話機に接続する機器を購入する費用の一部を補助します。

対象機器

廿日市内の店舗で購入した電話機または電話機に接続して用いる機器のうち次のいずれかの機能があるもの。

- ・通話の内容を自動的に録音し、かつ録音する旨の警告を発する機能
- ・未登録の番号からの着信に注意を促す機能
- ・迷惑電話の可能性のある番号からの着信を拒否する機能

補助金額 購入金額の2分の1（上限1万円）

申請資格 次の要件を全て満たす人

- ・市内に居住し、市税の滞納がない
- ・65歳以上のみで構成される世帯
- ・申請日から遡って1年以内の購入である
- ※同一世帯、一台までの申請です

申請方法

市役所人権・市民生活課窓口または市ホームページにある申請書に記入し、必要書類を添えて提出。

申請期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※予算額に達した場合は、受け付けを締め切ります

補助要件

- ①国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金(CEV補助金)を受けていること※対象外車両あり
- ②CEV補助金の交付決定通知書の日付から申請まで1年以内であること
- ③使用の本拠地が廿日市市内であること
- ④市の要請に基づく災害時の避難所などへの補助対象車両からの電力供給に可能な範囲で協力すること

補助金額 1台あたり10万円(世帯、事業者あたり5台を上限)

申請方法 申請書に必要書類を添えて、持参または郵送でゼロカーボン推進課まで。

申請期間 4月15日(月)～令和7年2月28日(金)

※予算額に達した場合は、受け付けを締め切ります



多文化共生の扉

問い合わせ 国際交流・多文化共生室 ☎⑩0201

「はつかいち外国人相談センター」 オープン



4月2日(火)に「はつかいち外国人相談センター」がオープンします。

誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて、医療・福祉、在留手続き、雇用、居住、日本語学習、子どもの教育などの生活に関する情報提供や相談に多言語で対応する、一元的な相談窓口です。

翻訳システムなども活用し、12言語に対応します。

市における外国人住民は、1,633人（令和6年1月現在）です。10年前に比べると約1.7倍になります。今後もこうした増加傾向は続くことが予想されます。

外国人住民を対象としたアンケートでは、生活の中で「日本語が分からないこと」を困ったことや不安に感じたと回答する人が多い結果となっています。

言葉や生活の中での分からないことなど、困っていることがあれば相談してください。



とき 火～土曜日 9時～17時
ところ 住吉2-2-16（市民活動センター併設）
相談方法 来所、電話（☎⑩1301）またはメール（hcc@hatnet.jp）で。

手話奉仕員養成講座受講生募集

●入門編(全24回)

とき 5月10日～12月13日の金曜日19時～21時
対象 18歳以上で手話の学習経験がない人
定員 30人

●基礎編(全24回)

とき 次のどちらか

・5月8日～12月4日の水曜日
13時30分～15時30分

・5月11日～12月7日の土曜日 19時～21時
対象 入門課程を修了した人、または手話経験が2年程度の人（面接後決定）

定員 若干名

●共通事項

ところ 山崎本社 みんなのあいプラザなど（予定）
参加費 3,300円（テキスト代）

申込方法 山崎本社 みんなのあいプラザ3階
障害福祉課まで電話（☎⑩9152）または
はファクス（☎⑩1611）で。

申込締切

4月15日(月)

みんなでいっしょに！

コミュニケーション！

手話奉仕員養成講座で手話を習ってみませんか

問い合わせ 障害福祉課 ☎⑩9152

平成30年7月に「廿日市市手話言語の普及及び多様なコミュニケーション手段の利用促進によるやさしいまちづくり条例」が施行されました。障がいのある人もない人も、笑顔でコミュニケーションできるやさしいまちを目指しています。

■手話とは

手指や体の動き、表情などを使い、視覚的に表現するものであり、ろう者にとって、とても大切な言語（非音声言語）です。

■手話奉仕員養成講座では何を学ぶの？

手話奉仕員養成講座は、聴覚障がいの理解を深め、日常生活程度の手話を習得することを目標とした入門編・基礎編からなる連続の講座です。手話を始める人に最適な講座になっており、入門編は、手話経験がほとんどない18歳以上の人なら誰でも参加できます。令和5年度は、入門編を水曜昼間と土曜夜間、基礎編を金曜夜間に開催し、約40人が学んでいます。

参加者の声



令和5年度手話奉仕員養成講座(入門編)受講者

初めは手話を覚えることができるか不安がありましたが、手話だけでなく表情やジェスチャー、伝えたいという思いも大事だと学びました。講師の人たちや受講者の皆さんとのやり取りがとても楽しく笑いの絶えない時間で、あっという間の入門講座でした。これからも学び続けたいと思います。

■やさしいまちづくりを目指して

手話を学ぶことにより、手話を必要とする全ての人々が安心して暮らすことができる、一人一人が笑顔になるやさしいまちづくりの実現を目指しましょう。